

様式第 1 8 号(第 1 5 条関係)

奨学資金代理返還申出書

年 月 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

返還企業と借受人は、裏面の内容を承諾し、袖ヶ浦市奨学資金貸付条例施行規則第 1 5 条の規定により、下記のとおり奨学資金の代理返還を申し出ます。

返還企業 住 所
事業所名
代 表 者 印
担 当
電話番号

借受人 住 所
氏 名 印
(貸付決定No.)
電話番号

記
(年 月 日時点)

借用金額	円	返還済額	円
返還未済額	円	返還方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦
毎回返還額	円	うち代理返還額	円
		うち借受人による返還額	円
代理返還期間	年 月 から 年 月 まで		

誓約事項（返還企業は、次の内容を確認のうえ、□に✓を記載してください。）

☐	当社（主要な出資者、役員及びそれに準ずる者を含む。）は、袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 1 号）に規定する次のいずれにも該当しないことを誓約します。 (1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）
--------------------------	--

【返還企業】

- ・ 返還企業は、申し出た代理返還期間に限り、借受人に代わり任意に奨学資金を返還するものであって、借受人が借り受けた奨学資金の全部又は一部について、現在及び将来における返還の義務を負わない。
- ・ 返還企業は、労働協約、就業規則、労働契約等において、借受人の賃金を減額する等、借受人について不利益となる扱いをしてはならない。
- ・ 返還企業は、代理返還した金額について借受人に求償してはならない。
- ・ 返還企業は、代理返還期間中に返還した全額については、袖ヶ浦市に対し返金を要求しない。
- ・ 代理返還を中止する場合は、返還企業がその申出をすれば足り、借受人の承諾は必要としない。
- ・ その他、代理返還を行うにあたり、この申出書に記載のない事項については教育委員会の指示に従う。

【借受人】

- ・ 借受人は、返還企業が代理返還する場合であっても、奨学資金の返還に関する借受人の債務者としての地位は消滅せず、借り受けた奨学資金の全額について返還の義務を負う。
- ・ 返還企業が代理返還額の全部又は一部を返還しないときは、教育委員会が指定する方法により、借受人が当該返還されない額を返還しなければならない。
- ・ 代理返還を中止する場合は、返還企業がその申出をすれば足り、借受人の承諾は必要としない。
- ・ その他、代理返還を行うにあたり、この申出書に記載のない事項については教育委員会の指示に従う。